

流山市農業委員会  
令和4年第10回  
総会議事録

令和4年10月11日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和4年第10回総会議事録

- 1 期 日 令和4年10月11日(火)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 1番 矢口 優子  
2番 池田 操代
- 5 出席農業委員(委員12名)
  - 1番 矢口 優子
  - 2番 池田 操代
  - 3番 金子 文雄
  - 4番 鈴木 亨
  - 5番 金子 孝博
  - 6番 中嶋 清
  - 7番 小菅 康男
  - 8番 染谷 一嘉
  - 9番 石井 保
  - 10番 岡田 長政
  - 11番 山崎 日出男
  - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
  - 1地区 藍川 治助
  - 2地区 小林 常男
  - 1地区 染谷 文夫
  - 2地区 森田 元彦
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 10 事務局 事務局長 恩田 一成  
事務局次長 染谷 晃  
事務局主査 野口 翔子  
事務局主事 小田 嵩
- 11 会議目次
  - (1) 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について ..... 1
  - (2) 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) ..... 3
  - (3) 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について ..... 5
  - (4) 報告第24号 令和4年度流山市利用状況調査結果について ..... 6
  - (5) 報告第25号 転用許可に伴う工事完了の報告について ..... 8
  - (6) 報告第26号 専決処理の報告について ..... 8

**▲開会 午後3時00分**

**○水代会長** それでは、ただ今から令和4年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○水代会長** 異議なしと認めます。

1番 矢口委員、2番 池田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

**◎染谷次長** お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」までの3議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第24号「令和4年度流山市利用状況調査結果について」から報告第26号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

**○水代会長** ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

**○水代会長** なしと認めます。

これより議事に入ります。

**○水代会長** 議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

**◎染谷次長** 議案書の1ページをご覧ください。

議案第35号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和4年10月11日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、松戸市七右衛門新田の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、平方の田3筆 面積3,179平方メートルです。

申請事由ですが、農業後継者への承継準備のため贈与するものであります。

議案案内図については、1ページと2ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 今月につきましては、小委員会開催時に委員長が欠席のため、副委員長の私、鈴木より御報告いたします。

議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

始めに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の西、約2キロメートルに位置している田3筆で、面積3,179平方メートルです。

また、申請理由につきましては、農業後継者への承継準備のため、贈与により所有権を取得するものです。

申請地の田は、投影している写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.3ヘクタールで、農業従事者は3名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願い致します。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第35号について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第35号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第36号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和4年10月11日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、埼玉県さいたま市に所在する法人です。

申請がありました土地は、北の畑1筆 転用面積1,733.61平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は駐車場として利用するための一時転用です。

一時転用の期間は、令和5年9月30日までです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」御報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが1件です。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の南西、約1.2キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑や住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は近隣の建設工事の従業員用駐車場を整備しようとするものです。

権利者は東京都に本店を置き、埼玉県さいたま市に支店を置く株式会社で、昭和

11年に設立されています。

事業内容は、建設業等です。

次に、申請理由について説明いたします。

申請者は現在、北・小屋地区で物流施設の建設工事を行っており、これまでは工事敷地内の一部を工事関係者の駐車場用地として使用していました。

しかし、建物本体の工事の開始に伴い、大型重機の設置や、作業車両の導線、資材の保管等により、従業員用の駐車場用地を敷地内で確保することが難しくなり、近隣で用地を求めていたところ、土地所有者の協力が得られたことから、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

畑に透水シートを敷いた上に砕石を敷き、65台分の駐車場用地とする計画です。

土砂等の流出対策については、外周を板柵及び単管パイプで囲み流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は砕石に自然浸透とし、汚水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、東側は住宅、南側は道路、北側と西側は土地所有者の畑と住宅用地となっています。

次に、資金計画ですが、土地の賃料は月約32万円で、整備費等が約1,260万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

他法令につきましては、該当はありません。

なお、交通安全対策として、車両の出入りが多い朝の時間帯には交通誘導員を配備する計画とのことでした。

また、工事終了後の復元計画については、工程表に基づき現状回復することを所有者に説明済みとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第11番（山崎委員） 確認ですが、一時転用期間はいつからいつまでですか。

◎事務局（染谷次長） 許可から令和5年9月30日までです。

○水代会長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第36号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第36号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第37号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和4年10月11日提出

今月の申請は、更新が2件です。

今回の議案の1番と2番の権利者は、同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市西深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田3筆 合計面積2,934平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が2件です。

なお、権利者が同一のため、一括して説明します。

議案の1番と2番については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は66歳です。

農業従事者は、2名で農業従事日数は180日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、稲刈済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしておりま

す。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案については、金子孝博委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。金子孝博委員の退席を求めます。

(午後3時17分 金子孝博委員退席)

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第37号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第37号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

金子孝博委員の除斥を解きます。

(午後3時18分 金子孝博委員 入室)

○水代会長 次に、報告第24号「令和4年度流山市利用状況調査結果について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページをお開きください。

報告第24号

令和4年度流山市利用状況調査結果について

農地法第30条第1項の規定により実施した令和4年度流山市利用状況調査の集計結果について次のとおり報告する。

令和4年10月11日報告

議案書の5ページが、調査結果の集計表となります。

スクリーンの調査日程も併せて御覧ください。

本年度も市内を3日間に分けて、委員の皆様にご現地を御確認頂きました。

ありがとうございます。

8月17日(水)第1班は、主に、芝崎・野々下地区

8月19日(金)第2班は、西深井・北・南地区

8月22日(月)第3班は、野々下・駒木・駒木台地区を調査頂きました。



スクリーンでは、調査当日の様子を写しています。

次に「利用状況調査結果」について御報告いたします。

スクリーンを御覧ください。

結果の内訳分類といたしまして、昨年度から判定区分を細分化し、草刈り等を行うことにより耕作が可能となる農地を「A1農地」と呼び、草刈りだけでは直ちに耕作はできず、基盤整備等の条件整備が必要な農地を「A2農地」と分けました。

今年度は、分類の名前を国のものと統一し、A1農地を「1号緑農地」、A2農地を「1号黄農地」としています。

農地の荒廃具合が軽微なものが緑、非農地までには至らないが、荒廃が進んでいるものが黄と考えていただければと思います。

まず、1号緑判定の農地です。

新規発生1号緑判定農地は、3筆 合計面積は2,607平方メートルです。

こちらは、芝崎の農地で、現在、所在場所・土地所有者及び農地の現況等を画面に表示しております。

次に、昨年度から状況が改善され、1号黄(A2)判定から1号緑(A1)判定に変更となった農地が4筆 合計面積は4,044平方メートルです。

こちらは、野々下二丁目の農地で、現在、所在場所・土地所有者及び農地の現況等を画面に表示しております。

次に、昨年度以前から継続して1号緑判定とした農地が、14筆 合計面積は9,163平方メートルです。

続いて、1号黄判定の農地です。

新規発生1号黄判定農地は、1筆 面積1,021平方メートルです。

こちらは、芝崎の農地で、現在、所在場所・土地所有者及び農地の現況等を画面に表示しております。

次に、昨年度から状況が悪化して、1号緑(A1)判定から1号黄(A2)判定に変更となった農地が5筆 合計面積4,800平方メートルです。

こちらは、芝崎と野々下二丁目の農地で、所在、場所・土地所有者及び農地の現況等を画面に表示しております。

次に、昨年度以前から継続して1号黄判定とした農地が29筆 合計面積は22,208平方メートルです。

なお、昨年度から、遊休農地と判定された農地については、新規・継続を問わず農地の利用意向の調査を行うこととなりましたので、ただいまご報告した農地の所有者に対しては、文書での農地利用意向調査を行います。

次に、内訳分類の非農地B判定ですが、本年度は新規の発生はありませんでした。

昨年度以前から継続して非農地B判定となっている農地が196筆 合計面積96,587.87平方メートルです。

最後に、主に田を畑に農地造成を行った土地の「造成後の作付け状況・管理状況」について行っている調査の結果です。

野々下二丁目と西深井の農地5筆 合計面積5,750平方メートルの状況を調査しましたが、適正利用されていることを確認しました。

御説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
黄色になった農地、緑色になった農地というのは、(画面上)色を変えたらいいんじゃないかな。

◎事務局(染谷次長) 次回から、色を変えていきます。

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

次に、報告第25号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第25号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和4年10月11日報告

本件は、令和4年8月の総会で審議がなされ、令和4年8月16日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の6ページと7ページにございます。

本件につきましては、9月2日に池田委員と染谷文夫委員に現地を御確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第26号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

報告第26号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月11日報告

最初に、1. の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、3件 3筆 面積1,689平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

つぎに、2. の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、12件 100筆 合計面積53,820平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条の届出につきましては、住宅用地が1件、その他の建物施設用地が2件です。

第5条の届出につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が9件、マンションの区分所有が3件の計12件です。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和4年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時29分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和4年10月11日

流山市農業委員会会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

矢口優子

流山市農業委員会委員

池田操代